

## 現場代理人に関する常駐規定の緩和基準

小川町建設工事請負契約約款第10条に基づく現場代理人について、一定の条件を満たす工事について、下記のとおり規定を緩和し、兼務を認めることとします。

### 記

#### 1 兼務を認める工事

次の工事については、1人の者が双方の現場代理人等を兼務することができます。

ただし、発注者が安全管理上、兼務を認められないと判断した場合は、兼務をすることができないので、ご注意ください。

次のいずれかの条件を満たす2つの工事

- ① 小川町、国、又は他の地方公共団体が発注した、主任技術者を専任で配置する必要がない工事（ただし、工事の現場が小川町内及び隣接する市町村内である工事に限る。）
- ② 「小川町建設工事における技術者の専任に係る取扱い」により、主任技術者の兼務が認められた工事

#### 2 兼務の特例

次のいずれかに該当する工事は、兼務する工事の件数に含まない。

- ① 工事完成通知を受理した工事
- ② 橋梁工事、機械器具設置工事等工場制作過程が含まれる工事（該当工事の主管課の長が認める期間に限る。）

#### 3 常駐を要しない期間

実質的に現場が稼働していない次のいずれかに掲げる期間においては、現場代理人は現場への常駐を要しないものとする。

- ① 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 工事完成後、検査が終了し、事務手続き・片付け等のみが残っている期間
- ③ 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ④ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場制作を含む工事であって、工場制作のみが行われている期間

#### 4 兼務する場合の手続き

現場代理人の兼務を行う場合は、小川町に様式2の「現場代理人の兼務届」を提出すること。兼務する工事の発注者が小川町以外の場合には、必ず兼務が可能であることが確認できる書類（入札公告文又は様式1「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」等）を添付すること。

#### 5 現場代理人の休暇等について

現場代理人が休暇<sup>※1</sup>等により現場を不在にする場合は、その取扱いを以下のとおりとする。

（1）休暇を取得する期間が7日（閉所日含む。）以下の場合

現場代理人に代わって、代役を設置するものとする。

代役は、工事現場に常駐し、工事現場における運営、取締り<sup>※2</sup>を行うものとし、小川町建設工事請負契約約款第10条第2項に定めるその他の権限は行使できないものとする。

なお、休暇等を取得する期間が1日未満（閉所日を除く）であり、発注者と現場

代理人との連絡体制が確保されている場合には、代役の設置を要しないものとする。

(2) 休暇を取得する期間が連続して7日(閉所日含む。)を超える場合  
現場代理人を交代するものとする。

(3) 研修への参加、関係機関との打ち合わせ等により現場を不在にする場合  
現場を不在にする期間中、発注者と現場代理人との連絡体制が確保できない場合は、上記(1)、(2)と同様に取り扱うものとする。

(4) 現場代理人の代役を設置する際の手続き

ア 代役を設置する場合は、あらかじめ発注者へ様式3を提出し、現場代理人は、休暇初日の開庁時間までに総括監督員または監督員へ連絡するものとする。

イ 突発的な休暇等の場合は、受注者から総括監督員または監督員へ連絡するものとする。

(5) 代役の取扱い

ア 代役に対する常駐規定の緩和については、当該工事と同様とする。

イ 代役になれない者は、以下のとおりとする。

- ・ 小川町発注の常駐規定を緩和しない他工事等の現場代理人

- ・ 小川町発注以外の他工事等の現場代理人

- ・ 営業所の専任技術者(ただし、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にある場合を除く。)

ウ 代役は、小川町発注工事における現場代理人の兼務の件数に算入しない。また、コリンズ、テクリスへの登録を要しない。

(用語の定義)

※1: 休暇とは、法定休暇(年次休暇、生理休暇、妊娠休暇、通院休暇、産前産後休業、子の看護休暇、介護休暇、出生子育て休業、育児休業等で労働基準法等の各法律で定められた休暇)及び法定外休暇(慶弔休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇など企業が独自に定めた休暇)をいう。

※2: 運営、取締りとは、工事現場に関する全ての管理行為(労務管理、工程管理、安全管理等)の他、工事現場の風紀の維持等をいう。

## 6 適用日

令和6年4月1日以降に公告又は指名通知を行うものから適用します。

なお、令和6年3月31日までに公告又は指名通知をしたものについて、適用日以降に様式1を提出した場合は、従前の基準によります。

平成30年12月1日適用

令和4年4月1日変更

令和5年1月1日変更

令和6年4月1日変更